

宿泊約款

TERMS AND CONDITIONS FOR ACCOMMODATION CONTRACTS

(適用範囲)

第1条

1. 当貸別荘が宿泊客（および日帰り客）との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとします。
2. 当貸別荘が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

1. 当貸別荘に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当貸別荘に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金等
 - (4) その他当貸別荘が必要と認める事項
2. 宿泊客が、予約した宿泊日を超えて宿泊の継続（延泊）を申し入れた場合、当貸別荘は、その申し出がなされた時点で、新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1. 宿泊契約は、当貸別荘が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当貸別荘が定める申込金または宿泊料を、当貸別荘が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. この申込金を当貸別荘が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当貸別荘がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条

1. 当貸別荘は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - (ハ) 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (7) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の宿泊契約解除権)

第5条

1. 宿泊客は、当貸別荘に申し出て、宿泊契約を解除（キャンセル）することができます。
2. 当貸別荘は、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、違約金（キャンセル料金）を申し受けれます。当貸別荘は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の18時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

キャンセル日	キャンセル料
無断不泊	100%
当日	100%
1日前	50%
2日前～7日前	30%
8日前～	0%

(当貸別荘の宿泊契約解除権)

第6条

1. 当貸別荘は、次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ. 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 寝室での寝たばこ、渦巻き蚊取線香などの火気使用、消防用設備等に対するいたずら、その他当貸別荘が定める利用規約に従わないとき。

(宿泊の登録)

第7条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当貸別荘のフロントにおいて、次の事項を登録します。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、電話番号、職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当貸別荘が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第8条

1. 宿泊客が当貸別荘の客室を使用できる時間は、15時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当貸別荘は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けれます。

(利用規約の遵守)

第9条

1. 宿泊客は、当貸別荘内においては、当貸別荘が定めた利用規約に従っていただきます。

(料金の支払い)

第10条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は「宿泊料金、追加料金、税金、サービス料」とします。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、宿泊客の到着の際又は当貸別荘が請求した時に行っていただきます。
3. 当貸別荘が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けれます。

(当貸別荘の責任)

第11条

1. 当貸別荘は、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。
2. 当貸別荘以外を主因とする停電での損害は、補償対象外とします。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第12条

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当貸別荘に置き忘れられた場合において、その所有者が判明したときは、当貸別荘は、当該所有者に連絡をするともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め30日間保管し、その後処分します。

(駐車場の責任)

第13条

1. 宿泊客が当貸別荘の駐車場をご利用になる場合、当貸別荘は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(宿泊客の責任)

第14条

1. 宿泊客の故意又は過失により当貸別荘が損害を被ったときは、当該宿泊客は当貸別荘に対し、その損害を賠償していただきます。

(宿泊棟への入室)

第15条

1. 当貸別荘は、次の場合において宿泊者のチェックイン後であっても宿泊者の許可なく宿泊棟へ入室することがあります。
 - (1) 清掃、ルームサービス等のサービスを提供するとき
 - (2) 法令の規定、利用規約、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行をしたと認められるとき
 - (3) 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき
 - (4) 建物・設備の保全上必要があると判断されたとき
 - (5) 宿泊者の安否確認・安全確保のため必要と当貸別荘が判断したとき

